

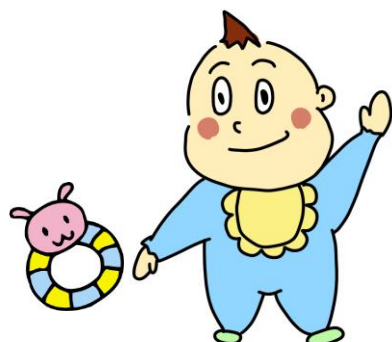
保育園等入園申込みのご案内

目次

1. 入園基準について(P3)
2. 入園対象年齢について(P4)
3. 発達の遅れや障がい等がある児童の入園について(P4)
4. 当初入園申込みの手続きから決定まで(P4～)
5. 途中入園申込みの手続きから決定まで(P8)
6. 入園後の手続き及び転園について(P9)
7. 保育料等について(P10～)

▼ 保育園等とは

- ① 保育園・・・保護者が働いていたり、病気などのため、家庭でお子さんを保育できないときに保護者に代わって保育する児童福祉施設です。
- ② 小規模保育事業所・・・上記①の他に、児童福祉法に基づく市の認可を受けて、0～2歳児の保育を実施する施設です。
- ③ 認定こども園・・・保育・教育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設です。



[お問い合わせ先]

みよし市役所 保育課

電話 (0561) 76-5420 [直通]

ファクシミリ (0561) 76-5103

所在地 〒470-0295

みよし市三好町小坂 50 番地

ホームページアドレス

<https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/>

▼ 保育時間について

保育時間は保護者の勤務時間および通勤時間の状況に応じて、下記に記載される時間の範囲内で決定します。
延長保育（7:30～8:00、16:00～各閉所時間）、休日保育の利用にあたっては、別途申請が必要です。

（利用料については、10ページをご参照ください。）

施設名	所在地 [電話番号]	定員 (人)	保育実施 児童年齢	開所時間 (平日)	開所時間 (土曜日)	開所時間 (日・祝日)	一時 保育	子育て支援 センター
紡生保育園 (民間運営)	紡生町仲田 48-1 [34-7557]	160	0～5 歳児	7:30～ 19:00	7:30～17:00		○	
天王保育園 (民間運営)	三好町天王 51-20 [32-2346]	160	0～5 歳児	7:30～ 22:00	7:30～17:00	(日・祝日) 7:30～ 18:00		
なかよし保育園 (民間運営)	西一色町二ノ沢 8-2 [32-3048]	166	0～5 歳児	7:30～ 19:00	7:30～17:00	(祝日のみ) 7:30～ 18:00	○	
みどり保育園	三好丘桜 4-11-1 [36-3330]	180	0～5 歳児	7:30～ 19:00	わかば保育園で 合同保育			○
打越保育園	打越町畦達 311 [34-0123]	160	0～5 歳児	7:30～ 19:00	わかば保育園で 合同保育			○
城山保育園	福谷町市場 61-2 [36-3310]	100	0～5 歳児	7:30～ 19:00	わかば保育園で 合同保育			
明知保育園	明知町細口浦 41 [32-1035]	120	1～5 歳児	7:30～ 19:00	わかば保育園で 合同保育			
すみれ保育園	三好町八和田 108 [34-3123]	100	0～5 歳児	7:30～ 19:00	わかば保育園で 合同保育			
わかば保育園	三好町大坪 54 [34-1151]	170	0～5 歳児	7:30～ 19:00	7:30～17:00		○	
黒笹保育園 (民間運営)	福谷町西大山 1-31 [36-5107]	180	0～5 歳児	7:30～ 19:00	7:30～17:00			○
キッズハウス みよし(小規模)	三好丘 1-11-5 [36-3131]	19	0～2 歳児	7:30～ 19:30	7:30～17:00			
みよしの森 ほいくえん(小規模)	打越町新池浦 110 番地 4 [56-7010]	19	0～2 歳児	7:30～ 19:00	7:30～17:00			
三好文化こども園	三好町弥栄 40-1 [32-2561] 移転先↓ 明知町後田地内	75	0～5 歳児	7:30～ 19:00	7:30～17:00			

※ 令和5（2023）年9月1日現在の予定の内容です。

※ 三好文化こども園については、現三好文化幼稚園の所在地及び電話番号になります。面談等は上記記載のある連絡先（現三好文化幼稚園）をお願いします。



1 入園基準について

保育園に入園申込みができるのは、次の 1、2 の基準をすべて満たす場合です。

- 1 令和6（2024）年4月1日（5月から9月に育児休業復帰の方は入園予定日）時点にみよし市に住民登録しており、実際にみよし市で生活していること（※転入予定の場合、市内転入先の土地家屋の売買契約書や賃貸借契約書等の添付が必要）
- 2 児童の保護者が次の表に掲げる事由のいずれかに該当すること。

保育園の入園基準	具体的な保護者の入園事由
1 居宅外労働	居宅外で1か月につき 60時間以上 の仕事をしている場合 （例：1日につき実働4時間以上の仕事を、月15日以上している場合など）
2 居宅内労働	居宅内で1か月につき 60時間以上 の仕事をしている場合 （例：1日につき実働4時間以上の仕事を月15日以上している場合など） 内職 の場合は上記就労時間及び当該労働による収入が月に 12,500円以上 であること
3 産前産後	出産予定日の 6週間前 の日から 出産日後8週間 の日までの期間にある場合 多胎児 については、 14週間前 の日から 出産日後8週間 の日まで
4 疾病・障がい	保育ができないと認められる 程度の病気、または 心身に障がいがあると認められる 場合
5 介護	同居の親族を 常時 、看護または介護している場合
6 災害復旧	災害により児童の居宅を失い 、または破損した場合にその復旧のため保育できない場合
7 就学	学校、職業訓練校その他専門学校において1か月につき 60時間以上 就学している場合 （例：1日につき6時間以上かつ月10日以上就学している場合など）
8 求職活動	居宅外で求職活動をしている場合

<入園申込みにあたっての注意事項>

- ※ 上記入園基準を満たしている場合に、入園申込みすることができます。入園基準を毎月満たしていない場合は、年度途中でも退園していただくこととなります。不明な場合は、保育課へお問い合わせください。
- ※ 育児短時間勤務を適用する場合は、育児短時間勤務を適用しない本来の契約時間が上記の時間数を満たしていても、育児短時間勤務時間が月に**60時間未満**の場合は入園できません。
- ※ 求職活動を入園事由として入園承諾された児童は、入園日の**2か月後の同日**までに、上記入園基準1または2を満たした「就労証明書」等を提出かつ実際に就労されない場合は退園していただきます。（※同一年度内に**2回**求職活動を入園事由とすることはできません。）
- ※ 3歳以上児クラスに限り、保護者が育児休業中であっても、園の定員に余裕がある場合に限り入園することができます。また、10月の一斉申込み受付分は二次募集となり3月に入所決定します。
また、2歳以上児クラスの在園児は、育児休業を取得する場合でも退園せず、在園し続けることができます。
- ※ **申込み時点で**出生している児童が受付対象です。
- ※ 0歳児の入園は、**生後8か月になった翌日**から可能です。
- ※ 三好文化こども園については、1号（幼稚園部）との併願はできません。また、入園料等上乗せ徴収があります。

2 入園対象年齢について

区 分	対象児（生年月日等）の範囲	保育終了日
5歳児クラス（年長）	平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日	令和7(2025)年3月31日
4歳児クラス（年中）	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日	令和8(2026)年3月31日
3歳児クラス（年少）	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日	令和9(2027)年3月31日
2歳児クラス	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日	令和10(2028)年3月31日
1歳児クラス	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日	令和11(2029)年3月31日
0歳児クラス	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日	令和12(2030)年3月31日

3 発達の遅れや障がい等がある児童の入園について

発達の遅れや障がい等がある児童の入園については、保育の利用を必要とする事由のほかに、児童の状態（集団保育になじむこと、身辺自立、心身の成長発達に有効と認められることなど）を確認したうえで、入園を決定します。申込み前に、あらかじめ保育園または保育課へ相談してください。

4 当初入園申込み（一次募集）の手続きから決定まで

1 対象者

入園予定日時点で入園基準（3ページ）を満たしている下記①又は②に該当する方。

① 令和6（2024）年4月に入園を希望される方。

② 令和6（2024）年4月から9月末日までに育児休業復帰による入園を希望される方。

※ 入園決定後に育児期間を延長または雇用元を変更した場合は、入園取下げとなります。

※ 4月に入園を希望される方（4月に育児休業復帰の方も含む）の入園予定日は、4月1日（土）です。

※ 5月から9月に育児休業復帰の方の入園予定日は、復帰日より平日4日前です。

2 申請方法

電子申請 ※事情があり、電子申請ができない場合は保育課へご相談ください。

3 申請書類の配布

みよし市ホームページ(<https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/kosodate/kosodate/h26hoikuennyuunenuketuke.html>)からダウンロードするか、各保育園または、保育課窓口にて受取りをしてください。

電子申請にあたって、事前[※]に紙面の証明等を準備していただく必要があります。

（入力フォームに紙面の画像データを添付していただきます。）

4 受付日程

① 電子申請

入力・面談予約期間	9月25日（月）～10月10日（火）
-----------	--------------------

申込にあたっては「[保育所等入所申込オンライン申請マニュアル](#)」をご覧ください。

② 面談

面談期間	10月16日（月）～10月31日（火） 平日のみ
時 間	9：00から18：00
場 所	第1希望保育園
方 法	電子申請完了後、保育園へ電話で予約

※ 「電子申請」と「面談」を両方行うことで申込み完了となります。

遠方に居住しているなどで、面談期間中に来園できない場合は、保育課へご連絡ください。

※ 三好文化こども園の連絡先及び面談会場は、現三好文化幼稚園になります。

みよし市HP



あいち電子申請システム



[留意事項]

- 児童一人につき、それぞれ申し込みが必要です。
- 面談（入園申込み）は申込対象の**お子様をお連れください**。お子様の様子を確認させていただきます。
- 定員を超えた場合は、10月31日（火）までに受付した人を対象に、保護者の就労状況など、保育の必要性の高い子を優先にして調整します。
- 11月1日（水）以降は、電子（二次募集対象の申請フォーム）にて随時申請の受付を行います。

- 5 入 園 審 査 入園希望者が定員を超えた場合は、13および14ページの「みよし市保育園入園基準指数表」により指数化し審査します。なお、「同点の場合の優先順位」によっても選考できない場合は、抽選となります。
- 6 入 園 の 内 定 **令和5（2023）年12月末 予定**
1次募集で入園内定した方に「保育所等入所内定通知書」を郵送します。ただし、入園の決定は次項の「保育所入所承諾通知書」をお待ちください。なお、第一希望以外（待機も含む）となった場合は、電話連絡を予定しております。
- 7 入 園 の 決 定 **令和6（2024）年2月上旬 予定**
入園が決定した場合は、「保育所入所承諾通知書」等を郵送にて通知します。
- 8 保育料等の決定 保育料等は、児童の属する世帯等の扶養義務者のうち、両親等の市町村民税と児童の年齢および保育必要量等によって決定します。詳しくは、10ページをご覧ください。
- 8 入 園 説 明 会 保育園行事・生活や保育で使用する用品等についてのご案内を行います。
令和6（2024）年2月下旬に実施を予定しています。（正式な日程等は「保育所入所承諾通知書」を郵送する際に同封します。）
- 9 な ら し 保 育 お子様の負担を軽減しつつ保育園生活に慣れていただくため、「ならし保育」を行っています。ならし保育期間は、入園日から4日間程度行います。
- 10 必 要 書 類

対象者	必要書類
ひとり親家庭	児童扶養手当または遺児手当の受給がわかる資料 (上記に該当しない場合) 離婚の受理証明書または戸籍謄本の写し
生活保護家庭	状況がわかる資料
世帯に障がいのある方がいる場合	特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障がい基礎年金受給者または障がい更正年金受給者であるとわかる資料
里親	状況がわかる資料
離婚調停中	弁護士からの書面による説明または事件係属証明書 ※離婚未成立の場合、原則父・母両者の就労証明書等及び所得の確認をします。 子どもと別居および生計を分けており、子育てに協力を得られない場合に提出してください。

対象者		提出及び添付が必要な書類等	
※きょうだい分「ロー」可 児童の保育が必要な状況を確認する書類	就 労	外 勤・ 内 職	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※ 入園3か月目に直近2か月分の「給与支給明細書」の写しを保育園へ提出
		農 業	[事業主] <input type="checkbox"/> 農業従事証明書 <input type="checkbox"/> 農家台帳の写し <input type="checkbox"/> 年間農業従事計画表 [専従者] <input type="checkbox"/> 農業従事証明書 <input type="checkbox"/> 事業主の農家台帳の写し ※ 専従者欄に、当該保護者の氏名があること。 <input type="checkbox"/> 年間農業従事計画表（本人のもの）
		自 営 業	[事業主] <input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 確定申告書（第1表・第2表）または 青色申告承認申請書 の写し [専従者] <input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 事業主の確定申告書（第2表・収支内訳書） または青色申告決算書・青色申告専従者給与 に関する届出書の写し ※ 専従者欄に、当該保護者の氏名があること。
	産前産後	<input type="checkbox"/> 出産予定申立書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（表紙・出産予定日が記入してあるページ）	
	疾 病 等・ 介 護 等	<input type="checkbox"/> 診断書[本人または、介護対象者] （ 保育園の様式 を使用してください。病院独自の診断書は使用できません） <input type="checkbox"/> その他状況が分かる手帳の写し（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、介護保険被保険者証）なければ提出不要	
	就 学	<input type="checkbox"/> 就学証明書 <input type="checkbox"/> 在学証明書（原本）または学生証の写し <input type="checkbox"/> 時間割の写し	
	求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動に関する申立書 ※ 入園日の2か月後の同日までに「就労証明書」等の提出が必要です。	
	そ の 他	<input type="checkbox"/> 内容がわかる書類	
転入予定の方		<input type="checkbox"/> 必要な添付書類（「売買契約書」、「請負契約書」または「賃貸契約書」等の書類） ※ 市内在住の祖父母宅で同居する場合は不要。	

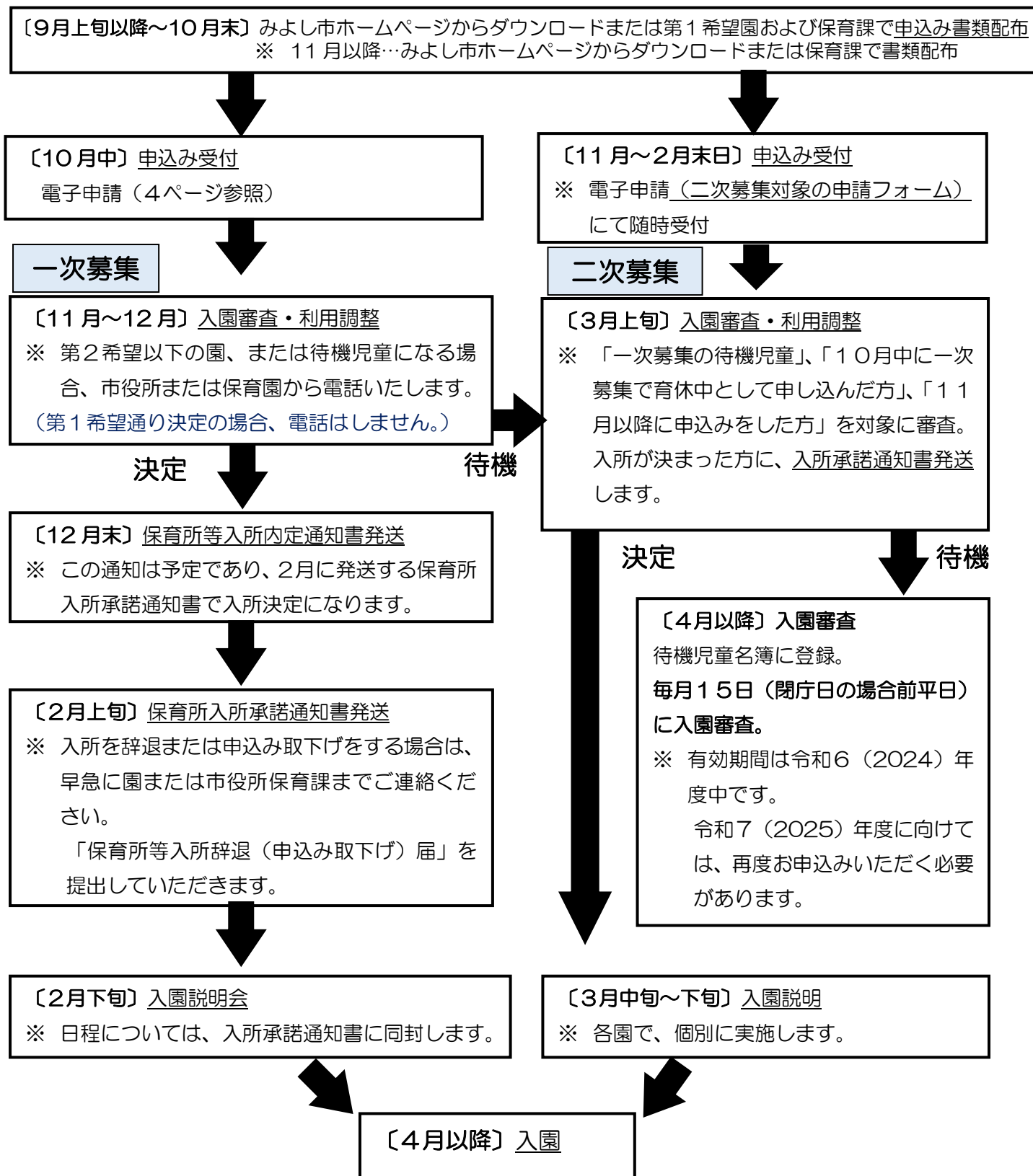
[注意事項]

申請内容等に事実と虚偽の内容があった場合は、年度途中でも退園していただきます。また、就労状況（予定者も含む）確認のため、提出書類に基づいて就労先へ実地調査することがあります。

入園決定後に保育課から提出を依頼する書類

対象者	提出及び添付が必要な書類等
下記のいずれかに該当する ・私立保育園の3歳児未満児クラス ・公立保育園に入園する方	<input type="checkbox"/> 保育料等口座振替申込書 ※ 私立保育園の3歳以上児クラス、認定こども園又は、小規模保育事業所に入園する方は、保育園等の指示に従って口座振替等の登録を行ってください。
下記期間にみよし市外にお住まいの方 [8月以前入園者]令和5(2023)年1月1日 [9月入園者]令和6(2024)年1月1日	<input type="checkbox"/> 個人番号報告書 入所決定後2月中に保育課に提出 ※ 令和4(2022)年中又は令和5(2023)年中に一時期でも海外就労していた方は、その期間の所得が分かる資料を、入所決定後2月中に提出してください。

当初入園の申込みから入園までの流れ



- ※ 待機児童となった場合は、毎月15日（土日祝の場合はその前開庁日）の午後3時から、定員に空きがある園での途中入園審査を実施し、保育必要性の高い児童の保護者から順に、電話で入園意思確認をさせていただきます。その後、入所承諾通知書を発送します。
- ※ 育児休業中（令和6（2024）年10月以降復帰の3歳以上児）申込み者は2次審査となります。

支給認定について

子ども・子育て支援新制度により、「支給認定申請手続き」が必要となります。支給認定申請手続きとは、保育を必要とする理由、保育の必要量等を市が客観的に審査し、保育の必要性を3つの区分に認定するものです。3つの認定区分については、下表のとおりです。保育短時間については1日8時間（午前8時から午後4時まで）以内の保育利用となり、午後4時以降の延長保育は別途利用料が必要となります。保育標準時間については1日11時間（午前8時から午後7時まで）以内の保育利用となり、午後4時から午後7時までの延長保育料は保育料に含まれます。保育短時間、保育標準時間については、就労状況等により決定します。また、保育の利用時間区分によって保育料が異なりますので、詳しくは10ページをご参照ください。

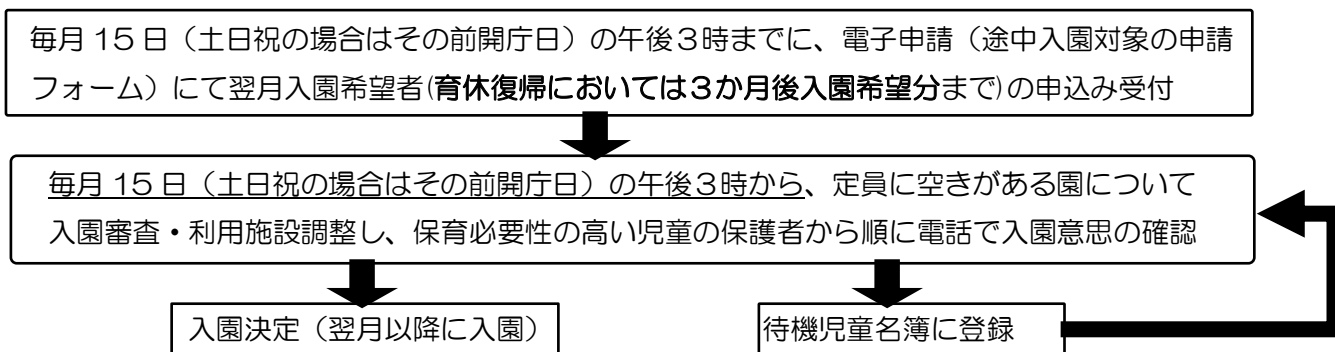
【3つの認定区分について】

認定区分	内容	利用時間区分	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、保護者の就労や疾病、その他保育が必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、保護者の就労や疾病、その他保育が必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園 地域型保育(小規模保育事業所)

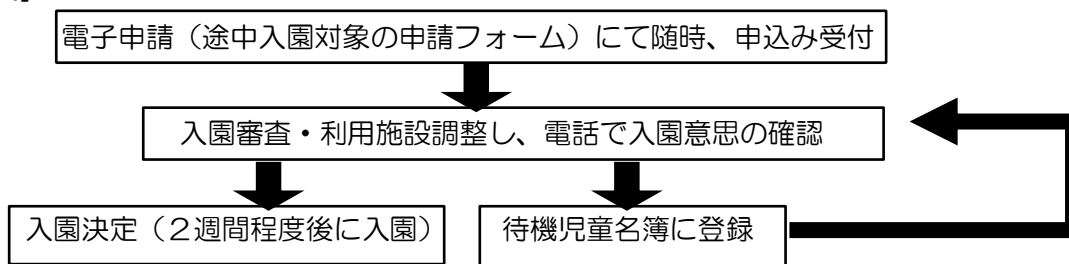
5 途中入園の申込みの手続きから決定まで

途中入園申込みの受付は電子申請（途中入園対象の申請フォーム）にて行います。

[0～2歳児の流れ]



[3～5歳児の流れ]



6 入園後の手続き及び転園について

(1) 次の場合には、保育園の指示にしたがって、届出等が必要です。

用紙は、保育園または、保育課にて受け取ってください。

退所届

入園事由がなくなり、家庭で保育ができる場合や市外に転出した場合は退園になります。必ず、保育園に「退所届」を提出してください。

入園事由が、**求職活動中**で入園した場合は、**同一年度内に2回求職活動**を入園事由とすることはできません。求職活動中で申込みをして、入園2か月で就職した後、同一年度内で退職し失業状態となった場合は退園となります。また、就職以外の事由で入園延長はできません。

〇、1歳児クラスの在園児は、育児休業を取得した場合、退園となります。

就労証明書等

保育実施の期間中、保育の利用を必要とする状況の確認のため、原則として年2回「就労証明書等」の提出が必要です。

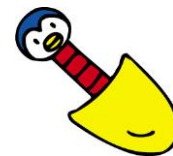
就労の内容に変更、転職等された場合には、再度就労証明書をご提出ください。

- ※ 就労実態調査を随時行いますので、収入明細等関係書類の保管をお願いします。
 - ※ 書類の提出がない場合は、入所承諾を取消し、退園していただくことがあります。
 - ※ 「就労証明書」等に事実と虚偽の内容があった場合は、年度途中でも退園していただきます。
- また、就労状況確認のため、提出書類に基づいて就労先へ実地調査することがあります。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書

入園後に**就労先や住所、世帯等に変更があった場合は**、保育園に「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書」を提出してください。

- ・ 氏名、世帯等の変更（結婚・離婚・別居・同居・出生等）
- ・ 住所変更があったとき（転出・転居）
- ・ 保護者の就労等の変更（就職・転職・退職）
- ・ 保護者の勤務内容の変更、疾病や妊娠等



※ 入園申込みから入園日までの間に上記のような変更があった場合は、市役所に申し出てください。

(2) 転園について **（令和6（2024）年度から変更あり）**

入園後の転園は随時、現在在籍している保育園等で申請書を受取り、電子申請をしてください。転園希望先の保育園の定員に空きがある場合に限り、決定月の翌々月1日から転園することができます。

7 保育料等について

保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親の所得、もしくは両親が一定の所得未満の場合は祖父母等のうち生計主宰者の所得と児童の年齢によって決定します。原則、保育料は口座振替でお支払いいただき、口座振替日は毎月月末です。ただし、12月は25日となります。（金融機関が休業日の場合は翌営業日。）

年度途中で、**世帯員の変更、確定申告や修正申告等を行った場合**、保育料を再算定するため申し出が必要です。

- ※ 保育料の滞納が続く場合は、法律に基づいて滞納処分させていただくことがあります。
- ※ 支給認定の利用時間区分が保育短時間の児童が午後4時以降の延長保育を利用する場合は、別途利用料が必要です。
- ※ 保育料とは別に、父母の会費やスモック・カバンなどの用品費等別途実費が必要となります。
- ※ 民間運営(訪生・天王・なかよし・黒笹・三好文化こども園の保育園・認定こども園のスモック等)については、公立保育園と異なりますので各保育園等にご確認ください。
- ※ 三好文化こども園については、入園料等別途料金がかかりますので別紙をご覧ください。

令和6（2024）年度の保育料及び給食費について

令和6（2024）年4月から8月分までの保育料及び給食費は令和5（2023）年度（令和4（2022）年分収入）の市民税、令和6（2024）年9月から令和7（2025）年3月分までの保育料及び給食費は令和6（2024）年度（令和5（2023）年分収入）の市民税の課税状況によって決定されます。

市民税所得割額は、**住宅借入金特別控除、寄附金税額控除（ふるさと納税）等の税額控除適用前**の金額で算定します。

0歳児から2歳児クラスまでの方

※給食費は保育料に含まれます。

子ども	金額
第1子	表1の額
第2子以降	0円

（表1）

（単位：円）

定義（階層）		標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C	市民税所得割額 77,101 円 未満	0	0
D01	市民税所得割額 97,000 円 未満	15,000	13,000
D02	市民税所得割額 169,000 円 未満	22,000	20,000
D03	市民税所得割額 301,000 円 未満	31,000	29,000
D04	市民税所得割額 301,000 円 以上	40,000	38,000

3歳以上児クラスの方

保育料は0円です。下記のとおり給食費をお支払いいただきます。

（単位：円）

対象園	項目	対象者	給食費
保育園及び小規模 保育園	減免なし	下記以外の世帯	4,200
認定こども園 (三好文化こども園)			別紙参照
保育園及び小規模 保育園	全額減免	市民税所得割額 77,101 円 未満 または 第2子以降	0
認定こども園 (三好文化こども園)			別紙参照

[その他事項]

- 1 里親(児童福祉法第6条の4に規定する里親)に委託された児童に係る保育料・給食費は無料となります。
- 2 市民税所得割額とは、父母の合計額をいいます。
- 3 父母ともに市民税非課税で、同居する祖父母等に市民税が課税されている場合は、同居祖父母等で最も市民税課税額の大きい方が保育料・給食費の算定対象者となります。
- 4 多子の計算においては年齢の制限はありません。ただし、保護者等が養育し、又は監護し、生計を一にしている子に限ります。
- 5 三好文化こども園は、入園料等別途上乗せ徴収がかかります。別紙料金表をご確認ください。

保育必要量について

就労等の状況によって、「保育標準時間（午前8時から午後7時まで）」と「保育短時間（午前8時から午後4時まで）」に分けられます。

父と母の両方が標準時間対象の場合、子どもの認定は「標準時間認定」となります。

父と母の片方でも短時間対象の場合、子どもの認定は「短時間認定」となります。

就 労	外 勤	1か月あたりの実働時間が120時間以上・・・保育標準時間認定 1か月あたりの実働時間が120時間未満・・・保育短時間認定 ※ 残業、休憩時間及び通勤時間は含みません。育児短時間勤務及び部分休業は取得後の時間で認定します。
	農 業	保育短時間認定
	自 営 業	自宅外労働（1月あたり半分以上が自宅外で労働）の場合 1か月あたりの実働時間が120時間以上・・・保育標準時間認定 1か月あたりの実働時間が120時間未満・・・保育短時間認定 自宅内労働（1月当たり半分以上が自宅内で労働）の場合 保育短時間認定
	内 職	保育短時間認定
産前産後		保育標準時間認定
疾病等		保育短時間認定 ただし、入院期間（診断書に入院と記載が必要）は保育標準時間認定
介護等		保育短時間認定
就 学		保育短時間認定
育児休業		保育短時間認定

延長保育料について

1 月曜日から土曜日までの延長保育料について

短時間認定の方で午後4時を過ぎる利用につき延長保育料が掛かります。

標準時間認定の方は、午後7時を過ぎる利用につき延長保育料が掛かります。



利用区分	単位	延長保育利用料	
		標準時間認定	短時間認定
午後4時～1時間未満	1回につき	0円	100円
午後5時～1時間未満	1回につき	0円	100円
午後6時～1時間未満	1回につき	0円	100円
午後7時～1時間未満	1回につき	240円	
午後8時～1時間未満	1回につき	100円	
午後9時～1時間未満	1回につき	100円	

キッズハウスみよし
天王保育園のみ
※ただし、キッズハウス
みよしは19:30閉園

天王保育園のみ

2 休日（日曜日・祝日）保育の利用料について

休日保育利用料について、短時間認定の方は午前8時から午後4時まで、また標準時間認定の方は午前8時から午後6時までの利用については、月額保育料に含まれます。

短時間認定の方で午後4時を過ぎる利用につき、延長保育料が掛かり下表のとおりになります。

なお、休日保育は市内保育園在園児の希望者で、家庭内や親族に保育する人がいない場合に利用可能です。

日曜日保育は、「天王保育園」

祝日保育は、「天王保育園」および「なかよし保育園」で実施しております。

※ 保育園は、最大でも週6日までの保育利用となります。休日保育を利用する週は、月曜日から土曜日までの間で1日が保育園お休みとなります。

利用区分	単位	休日保育の延長保育利用料	
		標準時間認定	短時間認定
午後4時～1時間未満	1回につき	0円	100円
午後5時～1時間未満	1回につき	0円	100円



3 早朝保育について

午前7時30分から午前8時までの延長保育料は掛かりません。

ただし、利用ができるのは、就労等により早朝の保育が必要な場合の方のみです。（別途申請が必要です）

[延長保育の利用に係る留意事項]

- 標準時間・短時間の認定に関わらず、延長保育が不要な日は、午後4時までのお迎えをお願いします。
- 午後7時以降の延長保育（特別延長保育）は、標準時間認定であっても料金が発生します。
- 延長保育の利用は、突発的な残業等を除き、事前に申込みが必要です。
- 保育園のお迎えについて、延長保育利用の際は、職場等から直接保育園へお迎えにお越しいただきますようお願いいたします。



みよし市保育園入園基準指数表

(当初入園審査の基準日は、令和5(2023)年10月31日)

基準点(保護者のうち点数の低い方とする。)

			就労状況	点数
就労※	居宅外労働	外勤・ 自営業 ・農業	1か月につき160時間以上勤務(参考:1日につき実働8時間以上かつ月20日以上勤務)	40
			1か月につき140時間以上勤務(参考:1日につき実働7時間以上かつ月20日以上勤務)	38
			1か月につき120時間以上勤務(参考:1日につき実働6時間以上かつ月20日以上勤務)	36
			1か月につき100時間以上勤務(参考:1日につき実働5時間以上かつ月20日以上勤務)	34
			1か月につき80時間以上勤務(参考:1日につき実働4時間以上かつ月20日以上勤務)	32
			1か月につき60時間以上勤務(参考:1日につき実働4時間以上かつ月15日以上勤務)	30
	(自営の専従者含む) 居宅内労働	自営業	1か月につき140時間以上勤務(参考:1日につき実働7時間以上かつ月20日以上勤務)	34
			1か月につき120時間以上勤務(参考:1日につき実働6時間以上かつ月20日以上勤務)	32
			1か月につき100時間以上勤務(参考:1日につき実働5時間以上かつ月20日以上勤務)	30
			1か月につき80時間以上勤務(参考:1日につき実働4時間以上かつ月20日以上勤務)	28
			1か月につき60時間以上勤務(参考:1日につき実働4時間以上かつ月15日以上勤務)	26
		内職	1か月につき100時間以上勤務(参考:1日につき実働5時間以上かつ月20日以上勤務)	28
			1か月につき80時間以上勤務(参考:1日につき実働4時間以上かつ月20日以上勤務)	26
		1か月につき60時間以上勤務(参考:1日につき実働4時間以上かつ月15日以上勤務)	24	
産前産後			出産予定日の6週間前の日から出産日の8週間後の日までの期間にある場合	28
保護者の 疾病・ 障がい	疾病・ 障がい	医師の診断により保育が不可能と判断された場合	短時間でも保育が不可能	40
			短時間の保育なら可能だが、長時間の保育は不可能	32
			療養のため保育を避けたほうが好ましい	24
		身体障がい者手帳1・2級 精神障がい者保健福祉手帳1・2級 療育手帳A・B判定		32
		身体障がい者手帳3級 精神障がい者保健福祉手帳3級 療育手帳C判定		24
同居の親族等の看護・介護	医師の診断により常時介護・観察を必要と認めると判断された場合 (要介護5・4 身体障がい者手帳1・2級 精神障がい者保健福祉手帳1・2級 療育手帳A・B判定の写しを添付)		32	
	医師の診断により常時介護・観察を必要と認めると判断された場合 (要介護3 身体障がい者手帳3級 精神障がい者保健福祉手帳3級 療育手帳C判定の写しを添付または添付なし)		28	
災害復旧			地震・風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	40
求職活動			居宅外で求職活動をしている場合	20
就学			1か月につき60時間以上就学(参考:1日につき6時間以上かつ月10日以上就学)	24
育児休業 [3歳以上児のみ]			育児休業取得時に所属する職場と同じ職場での復帰を前提とする育児休業取得中の者の場合。 (定員に空きがある場合に入園可能、2次募集の審査対象となります。)	0
その他			児童福祉の観点から、保育園所管課長が保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合	20 40

※就労予定(雇用形態、派遣予定及び派遣先未定)の場合は、マイナス2点します。

次ページに調整指数あり。基準点と調整指数、合算した点数で審査。

調整指数（基準点に算入する）

ひとり親世帯 （母子家庭）	単独世帯	5
	65歳未満の祖父母等同居※1（就労等は問わない）	3
生活保護世帯（ひとり親世帯の点数と重複適用なし）		3
同居※1する65歳未満の祖父母が保育可能（3歳未満児のみ）		-3
新年度継続在園児のいる兄弟姉妹入園※2		3
新規兄弟姉妹同時入園申込みの場合※3		2
小規模保育事業・地域型保育事業などの卒園児		10
保育士、幼稚園教諭として保育園等の施設に従事する場合（父母ともに該当する場合でも5点のみ）		5
生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合		別途判断
虐待やDVのおそれがあること		別途判断

※1 同居、別居の区別については、住民登録上の世帯では判断せず、居所で判断します。居宅が別れていても、同一の敷地に居宅がある場合は同居とみなします。

※2※3 重複適用なし

同点の場合の優先順位

①	災害復旧
②	疾病・障がい
③	介護・看護
④	就労
⑤	産前産後
⑥	就学
⑦	求職活動
⑧	未就学児童数が多い世帯
⑨	上記でも選考できない場合は抽選

保育所・幼稚園位置図

- 印 市立(私立)保育所
- 印 私立幼稚園・こども園

	保育所・幼稚園名	電話番号
保育所	筋生(民間運営)	34-7557
	天王(民間運営)	32-2346
	なかよし(民間運営)	32-3048
	みどり	36-3330
	打越	34-0123
	城山	36-3310
	明知	32-1035
	すみれ	34-3123
	わかば	34-1151
	黒笹(民間運営)	36-5107
	キッズハウスみよし(小規模)	36-3131
	みよしの森ほいくえん(小規模)	56-7010
	こども園・幼稚園	三好文化(こども園)
三好桃山		32-2500
東山		32-2241
ベル三好		36-1800
三好丘聖マーガレット		36-8373
まこと第二		34-3354

